

地方独立行政法人岐阜県立多治見病院に係る第2期中期計画（素案）について

第2期中期目標（案）	第2期中期計画（素案）
3 住民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項	1 住民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する目標を達成するための取組
3－1 診療事業 東濃地域の基幹病院として、近隣の医療機関との役割分担・連携の下、高度・先進医療、急性期医療、政策医療等の県民が必要とする医療を提供することを求める。	1－1 診療事業 東濃地域の基幹病院として、近隣の医療機関との役割分担・連携の下、高度・先進医療、急性期医療及び政策医療等の県民が必要とする医療を提供する。
3－1－1 より質の高い医療の提供 法人が有する医師、看護師、コメディカル等や、先進かつ高度な医療機器といった人的・物的資源を有効に活用し、高度で専門的な医療に取り組むことで、県内医療水準の向上に努めること。 特に、医師、看護師、コメディカル等の優秀な医療スタッフの確保や <u>各職種の専門性の向上を図るために教育研修の充実に努め、</u> 提供する医療水準の維持・向上を図ること。 また、個々の患者に最適な医療を選択し、より質の高い医療を提供するため、科学的な根拠に基づく医療の推進、クリニカルパスの推進、 <u>チーム医療体制の充実、</u> <u>メディカカードの導入などITの活用に努めること。</u> さらに、医療事故を未然に防ぎ、患者が安心して治療に専念できる安全・安心な医療と治療環境を提供できるよう、 <u>院内感染対策など医療安全対策を徹底すること。</u>	1－1－1 より質の高い医療の提供 (1) 高度医療機器の計画的な更新・整備 高精度放射線治療装置、CT(64・128スライス)、3T MRI、PET/CT、連続血管撮影装置、超音波診断装置、ESWL、内視鏡、手術用顕微鏡など高度医療機器を整備しているが、診療各科の需要に応じて新規購入及び老朽化した機器の更新・整備を計画的に進める。 <u>また、高度で先進的な医療及び急性期医療の拡充を図るため、診療機能・施設の再編整備を図る。</u> (2) 医師・看護師・コメディカル等の医療従事者の確保 医師、看護師等職員の確保と定着化を推進するため、次の取り組みに努める。 <ul style="list-style-type: none">・<u>7対1看護体制を維持するために、支援制度の継続実施などによる看護師の確保</u>・定年を向かえた医師・看護師・コメディカルのうち、病院経営に寄与すると認められる職員の再雇用・大学病院との連携などによる医師確保・積極的な広報などによる看護師・コメディカルの確保・医師・看護師の業務の負担を軽減するため、医師事務作業補助者・看護事務補助者の採用・院内保育運営の充実による医師、看護師等の確保 (3) 大学等関係機関との連携や教育研修の充実による優れた医師の養成

高度な医療を提供できる医師の養成のため、大学等関連機関や学会における教育研修に積極的に参加させ、院内においてフィードバックできる体制の確立を図る。

(4) 認定看護師や専門看護師等の資格取得の促進

認定看護師や専門看護師など専門性の高い資格取得のための研修・支援制度を整備し、計画的に実施する。

(5) コメディカルに対する専門研修の実施

国、岐阜県等が主催する講習会、研修会の参加支援などを行い、各種認定資格の取得を促進することで専門性を高め、優れた技能・知識を有する職員を養成する。

(6) EBMの推進

各種診療ガイドラインの充実を行い、EBM(科学的根拠に基づいた医療)の実践を推進する。

また、各種診療ガイドライン等に基づいて作成されたクリニカルパスを活用するとともに、評価・改善をすることによる最適化されたクリニカルパスの推進に取り組み、医療の質の向上を図る。

(7) 専門性を発揮したチーム医療の推進

あらゆる部門や職種を超えた医療従事者間でのチーム医療の専門性を發揮するため、医療従事者間で目的と情報の共有化及び業務連携による患者への的確な医療等を提供する。

(8) メディカカードの導入などのITの活用

地域の医療機関と患者情報を共有できるシステムの構築や、救急搬送患者等に対する迅速かつ的確な医療を提供するためのメディカカードの導入など、ITの活用に積極的に取り組む。

(9) 医療安全対策の充実

医療安全部におけるインシデントレポートの集積分析及び事例の検討、ア

	<p>シデントに対する迅速な対応を行い、医療安全対策の徹底及び意識の醸成、及びリスクを回避するための方策を検討し、情報の共有化と医療事故の再発防止及び予防の徹底を図る。</p> <p>(10) 院内感染防止対策の確立</p> <p>毎月感染防止委員会を開催して、感染の状況や感染対策活動の評価等を行うとともに、感染防止研修会の実施や院内感染防止マニュアルの周知徹底・啓発を図る。</p> <p><u>また、ICD（感染症対策専門医）及びICN（感染管理看護師）の資格取得に向けた支援を行い、医療技術者の充実による院内感染防止体制を整備する。</u></p>
3-1-2 患者・住民サービスの向上	<p>1-1-2 患者・住民サービスの向上</p> <p>(1) 待ち時間及び検査・手術待ちの改善等</p> <p>院内での取り組みとして、予約による待ち時間の改善、会計機能の充実による会計待ち時間の短縮、検査機器の稼働率向上、手術室の運用の改善等に取り組む。</p> <p>開業医との連携体制及び役割分担を広報することなどにより、直来患者数の縮減や開業医への逆紹介を積極的に推進し、診療待ち時間の短縮や検査、手術待ちの改善を図る。</p> <p>(2) 院内環境の快適性の向上</p> <p>病室、待合室、トイレ等を計画的に改修・補修し、快適な院内環境を推進するとともに患者のプライバシー確保に配慮した院内環境を整備する。また、意見箱などに寄せられた意見を反映して院内施設の改善を図る。</p> <p>また、病院給食については、より快適な入院生活を送れるように患者の嗜好を配慮した個人対応食を充実させる。</p> <p>(3) 医療に関する相談体制の充実</p> <p>医療費支払いに関する各種福祉制度の活用や転院相談等の医療情報に関する相談について、より受け易くできるような相談体制の充実を図る。</p> <p><u>また、がん患者及びその家族に対し、がんに対する不安や悩みなどの相談に</u></p>

	<p><u>について、がん患者サロンを活用して充実を図る。</u></p> <p>(4) 患者中心の医療の提供 患者の権利（安全、平等で最善の医療、情報の開示を受け、自己決定できるなど）の保証と職員への周知、医療者としての倫理観の確立に努める。 <u>また、患者や家族が病気や治療への理解を深めるための医療情報などを提供する「患者図書室」の活用を更に推進する。</u></p> <p>(5) インフォームドコンセントの徹底、セカンドオピニオンの推進 患者自らが選択し納得できる治療方針等が決定できるようインフォームドコンセントを徹底する。 セカンドオピニオンについては、院内や病院のホームページに掲示し、セカンドオピニオンがしやすい院内体制の整備を図る。</p> <p>(6) 患者や周辺住民からの病院運営に関する意見の反映 地域住民等と病院とで構成する「多治見病院運営協議会」を定期的に開催し、地域住民のニーズを把握し、病院運営に反映させる。</p>
3－1－3 診療体制の充実	<p>1－1－3 診療体制の充実</p> <p>(1) 患者動向や医療需要の変化に即した診療体制の整備・充実 患者動向や周辺医療機関の状況などに応じ、地域医療支援病院として医療資源の活用が図れるように医療連携室の充実と診療体制の整備を図る。</p> <p>(2) 多様な専門職の積極的な活用 高度な専門性を有する職員を外部から登用するにあたり、その専門性に適した処遇が可能となる人事給与制度を推進する。さらに、高度な専門性を有する職員が定年を迎えた場合の再雇用制度も構築する。</p>
3－1－4 近隣の医療機関等との役割分担及び連携	<p>1－1－4 近隣の医療機関等との役割分担及び連携</p> <p>(1) 近隣の医療機関との役割分担の明確化と連携強化 東濃・可児地域病病連携推進会議の開催などにより地域医療支援病院として、次の取り組みをする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近隣の医療機関との連携及び協力体制の充実による紹介・逆紹介の促進 ・急性期を脱した患者が病状に応じた医療が受けられるための病病連携・病

ど他の医療機関との連携による医療提供の促進を図ること。

さらに、円滑に在宅医療・療養へ移行するため、他の機関との連携を充実・強化し、医療から介護・福祉へと切れ目のないサービス提供の促進を図ること。

診連携の促進

(2) 地域連携クリティカルパスの整備普及

地域連携クリティカルパス（大腿骨頸部骨折、脳卒中、5大がん、狭心症・心筋梗塞、糖尿病）を活用し、地域医療機関との連携を促進する。

また、連携パスコーディネーターによる積極的な地域連携クリティカルパスの普及や運用を促進する。

(3) 救急医療コミュニティシステムなどの活用

患者情報を地域の医療機関と共有できるシステムの構築などＩＴの活用を推進し、他の医療機関との患者情報の共有化、及び東濃地域を超えた広域的な医療連携の促進を図る。

(4) 地域の介護・福祉機関など退院後の療養に関する連携強化

退院調整及び医療相談を中心に近隣の医療機関、介護、福祉機関との連携に努める。

3－1－5 重点的に取り組む医療

高度・先進医療、急性期医療及び政策医療といった他の医療機関においては実施が困難ではあるものの県民が必要とする医療を重点的に実施すること。

特に、「救命救急医療」、「周産期医療」、「がん医療」などの高度で先進的な医療及び「精神科医療」、「感染症医療」などの政策医療を重点医療として位置付け、提供すること。

なお、がん医療については、地域がん診療連携拠点病院として、新たに整備した高精度放射線治療装置などによる先進治療に加え、地域の医療機関等との連携の推進により、緩和ケア病棟と在宅での一貫した緩和ケアが受けられる体制の充実を図ること。

1－1－5 重点的に取り組む医療

高度・先進医療、急性期医療及び政策医療といった他の医療機関では実施が困難で、地域に不足している医療に積極的に取り組み、県民が必要とする医療を提供するため、次の医療に重点的に取り組むものとし、診療機能の充実に努める。

(1) 救命救急医療

救命救急センターと各診療科の緊密な連携による24時間を通しての受入れ体制をさらに充実させる。

(2) 周産期医療

地域周産期母子医療センターとして二次診療の24時間を通しての受入れ体制を維持する。

(3) がん医療

地域がん診療連携拠点病院として手術、薬物及び高精度放射線治療装置など

	<p><u>による先進治療の実施に努める。</u></p> <p>(4) 精神科医療・感染症医療</p> <p>精神科医療において、急性期総合病院に併設した特徴を生かし、救急患者や他の医療機関で対応が困難な患者の治療を行える体制の維持・充実を図る。</p> <p>感染症医療では、東濃地域の唯一の結核指定医療機関及び感染症指定医療機関として、平時から患者を受入れられる体制・設備の整備、及び、地域の医療機関に対して医療情報の提供などを推進する。</p> <p>(5) 緩和ケア</p> <p><u>緩和ケアセンターの機能を生かし、緩和ケア病棟を核とした地域の医療機関との連携の充実により、在宅での緩和ケアが受けられる体制を確保するため、次の取り組みを実施する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ①在宅マップの作成 ②研修会等による医療関係者の育成 ③緩和クリニカルパスの作成及び運用 ④苦痛のスクリーニングの徹底 ⑤苦痛への対応の明確化と診療方針の提示 ⑥緩和ケアチームの看護師による外来看護業務の支援・強化
3－2 調査研究事業	<p>1－2 調査研究事業</p> <p>法人で提供する医療の質の向上及び県内の医療水準の向上を図るために調査及び研究を行うことを求める。</p>
3－2－1 調査及び臨床研究等の推進	<p>1－2－1 調査及び臨床研究等の推進</p> <p>(1) 臨床研究及び治験の推進</p> <p>治験や調査研究事業に積極的に参画できるよう体制を整備し、受託件数の増加に努める。</p>
3－2－2 診療情報等の活用	<p>1－2－2 診療情報等の活用</p> <p>(1) 医療総合情報システムに蓄積された各種医療データの有効活用</p> <p>医療総合情報システムの有効な活用による診療記録等医療情報の充実を図り、次の取り組みを推進する。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・実績データ項目に基づくクリニカルインディケーターの作成 ・DPCデータを基にした分析システムを活用した経営 ・医療情報の提供などによる地域医療機関との連携及び患者情報の共有 <p>(2) 集積したエビデンスのカンファレンス、臨床研修、臨床研究等への活用 集積したエビデンスをカンファレンス、臨床研修、臨床研究等において活用し医療の質の向上を図るとともに、学会発表や他の医療機関へ情報提供などを行う。また、実績データ項目に基づくクリニカルインディケーターの公表を推進する。</p>
3-3 教育研修事業	1-3 教育研修事業
医療の高度化・多様化に対応できるよう、医師・看護師・コメディカルを目指す学生及び救急救命士に対する教育、臨床研修医の受入れなど、地域の医療従事者への教育及び研修を実施することを求める。	医療の高度化・多様化に対応できるよう、医師・看護師・コメディカルを目指す学生及び救急救命士に対する教育、臨床研修医の受入れなど、地域の医療従事者への教育及び研修を実施する。
3-3-1 医師の卒後臨床研修等の充実	1-3-1 医師の卒後臨床研修等の充実
研修医等の研修施設として認められた病院（臨床研修病院）として、臨床研修医及びレジデント（専門分野の研修医）の積極的な受入れを行うこと。 名古屋大学医学部附属病院、名古屋市立大学病院、岐阜大学医学部附属病院、岐阜県が設立した他の地方独立行政法人などの臨床研修病院との連携や、法人の有する人的・物的資源を生かした独自の臨床研修プログラムの開発など、質の高い医療従事者の養成に努めること。	(1) 質の高い医療従事者の養成 他の臨床研修病院との連携により、臨床研修プログラムを生かした質の高い医療従事者を養成する。 (2) 後期研修医に対する研修等 新しい専門医制度の対応に向けて、大学病院、他の医療機関、各部門との連携により研修プログラムを推進する。
3-3-2 医師・看護師・コメディカルを目指す学生、救急救命士等に対する教育の実施	1-3-2 医師・看護師・コメディカルを目指す学生、救急救命士等に対する教育の実施
医学生、岐阜県立看護大学、岐阜県立衛生専門学校、岐阜県立看護専門学校等の学生及びコメディカルを目指す学生の実習の受入れ、救急救命士の病院実習など地域医療従事者への研修の実施及び充実を図ること。	(1) 医学生、看護学生やコメディカルを目指す学生の実習受入れ 医学生、看護学生、コメディカルを目指す学生に対して、講義や実習の積極的な受入れなど地域医療に貢献するとともに、当院の人員確保に努める。 (2) 救急救命士の病院実習など地域医療従事者への研修の実施及び充実 救急救命士に対しては、定期的な講習及び病院実習を実施し医療技術の向上を図る。
3-4 地域支援事業	1-4 地域支援事業

地域の医療機関から信頼され、必要とされる病院となるよう、地域への支援を行うことを求める。	地域の医療機関から信頼され、必要とされる病院となるよう、地域への支援を行う。
3－4－1 地域医療への支援	1－4－1 地域医療への支援
地域の医療機関との連携・協力体制の充実を図り、高度先進医療機器の共同利用の促進、開放病床の利用促進など、地域基幹病院として地域医療の確保に努めること。	(1) 地域医療水準の向上 地域の医療機関と連携を強化し、高度先進医療機器の共同利用や開放型病床の利用の促進などにより、地域医療水準向上を図る。
医師不足地域の医療機関やへき地医療機関への診療支援を積極的に行うこと。	(2) 医師不足地域の医療機関やへき地医療機関への診療支援 東濃地域等の医師不足地域の医療機関や、へき地医療機関への診療支援を継続して実施する。
3－4－2 社会的な要請への協力	1－4－2 社会的な要請への協力
法人が有する人材や知見を提供し、鑑定、調査、講師派遣などの社会的な要請に対し、積極的な協力をすること。	医療に関する鑑定や調査、講師派遣などの社会的な要請に対する協力をを行う。
3－4－3 保健医療情報の提供・発信	1－4－3 保健医療情報の提供・発信
県民の健康意識の醸成を図るため、専門医療情報など病院が有する保健医療情報を、県民を対象とした公開講座やホームページなどにより情報発信を行うこと。	(1) 公開講座、医療相談会等の開催 一般市民向けの公開講座や医療に関する相談会を定期的に開催し、保健医療・各種福祉制度に関する情報の提供や発信を行う。
3－5 災害等発生時における医療救護	(2) 保健医療、健康管理等の情報提供 病院のホームページで最新の情報を発信するとともに関係機関や医療情報サイト等に情報を提供する。さらに病院広報誌では、掲載内容を厳選し、幅広い年齢層に対し最新の情報を提供する。
1－5 災害等発生時における医療救護	
災害等発生時において、医療救護活動の拠点機能を担うとともに、医療スタッフや災害派遣医療チーム（以下「DMA T」という。）の派遣など医療救護を行うことを求める。	災害等発生時において、医療救護活動の拠点機能を担うとともに、医療スタッフや災害派遣医療チーム（以下「DMA T」という。）の派遣など医療救護を行う。
3－5－1 医療救護活動の拠点機能の充実	1－5－1 医療救護活動の拠点機能の充実
災害等発生時には、岐阜県地域防災計画に基づき、患者の受け入れや医療スタッフの現地派遣など本県あるいは東濃地域の医療救護活動の拠点機能を担うこと。 <u>災害拠点病院としての機能を十分に發揮できるよう、医療物資（医薬品、診療材料、給食材料など）の優先納入体制の整備など災害時医療体制の充実・強化を図る</u>	(1) 医療救護活動の拠点機能の充実 岐阜県地域防災計画に基づき、又は自らの判断で、本県あるいは東濃地域の医療救護活動の拠点機能を担う。 また、大規模災害等緊急事態に備えた災害医療訓練を実施する。

こと。

3-5-2 他県等の医療救護への協力

県内のみならず他県等の大規模災害等においても、岐阜県の要請に基づきDMA Tを派遣するなど、積極的に医療救護の協力をを行うこと。

(2) 災害拠点病院としての機能強化及び指導的役割の推進

災害時における医療体制の構築を図るため、行政やその他の機関との連携を強化するとともに設備、備品、医療物資の優先納入体制を整備する。

3-5-3 被災時における病院機能維持のための準備体制の確立

大規模災害等緊急事態を想定した業務継続計画の作成及び訓練等を実施すること。

1-5-3 被災時における病院機能維持のための準備体制の確立

(1) 診療継続計画の作成及び訓練等による体制の整備

被災時における病院機能の損失をできるだけ少なくするため、機能回復を早急に行い、継続的に診療ができるよう診療継続計画の作成及び訓練等による体制を整備する。

(2) 診療情報のバックアップシステムの構築

被災時においても診療情報が失われないよう、外部の場所にバックアップし、被災時に活用できるようにシステムの構築を図る。

3-5-4 新型インフルエンザ等発生時における役割の発揮

新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法第2条に規定する新型インフルエンザ等をいう。以下同じ。）発生時には、指定地方公共機関として、業務計画に基づき、新型インフルエンザ等の患者の外来診療・入院患者の受入れ、重症症例の治療等を行うこと。

感染症指定医療機関として、平時から患者を受け入れられる体制を整備するとともに、東濃地域の医療機関に対して医療情報の提供など指導的役割を担うこと。

1-5-4 新型インフルエンザ等発生時における役割の発揮

(1) 新型インフルエンザ等発生における受入れ体制の整備

新型インフルエンザ等対策特別措置法及び業務計画に定めるところにより、新型インフルエンザ等対策を実施する。

併せて、必要な物資及び資材の備蓄・整備・点検、施設及び設備の整備・点検を実施する。

(2) 業務計画等に基づく職員への教育及び訓練の実施

業務計画等に基づく職員への教育及び訓練を実施する。

		<p><u>(3) 感染症指定医療機関としての役割</u></p> <p><u>感染症指定医療機関として、平時から患者を受け入れられる体制及び設備の整備を図る。</u></p> <p><u>また、東濃地域の医療機関に対して医療情報の提供など指導的な役割を担う。</u></p>
4 業務運営の改善及び効率化に関する事項	2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための取組	
4－1 効率的な業務運営体制の確立	2－1 効率的な業務運営体制の確立	
自律性・機動性・効率性の高い病院運営を行うための業務運営体制を確立するとともに、地方独立行政法人制度の特徴を最大限に生かし、業務運営の改善及び効率化に努めることを求める。	自律性・機動性・効率性の高い病院運営を行うための業務運営体制を確立するとともに、地方独立行政法人制度の特徴を最大限に生かし、業務運営の改善及び効率化に努める。	
4－1－1 効果的な組織体制の確立	2－1－1 効果的な組織体制の確立	
医療を取り巻く環境の変化に迅速かつ的確に対応するため、組織・業務体制の改善及び充実を図ること。 ITの活用とアウトソーシングを適切に進めるとともに、経営企画機能を強化し、経営効率の高い業務執行体制を確立すること。 <u>危機管理事案等発生時における情報共有体制を確立すること。</u>	<p>(1) 効率的かつ効果的な組織体制の充実 医療を取り巻く環境の変化に迅速かつ的確に対応するため、組織・業務体制の充実を図る。</p> <p>(2) 各種業務のIT化の推進 経営効率を高めるためのITを活用した各種業務の合理化を進める。</p> <p>(3) アутソーシング導入などによる合理化 定例的な業務についてはアウトソーシングを導入または見直しすることにより各種業務の合理化を進める。</p> <p>(4) 経営効率の高い業務執行体制の確立 経営企画機能を強化することで、経営効率の高い業務執行体制を確立するために、次の取り組みを実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「病院経営に関するコンサルタント業務」を活用した経営の効率化の推進 ・事務局職員の病院運営企画にかかる能力向上の支援 ・定年を向かえた職員のうち、病院経営に寄与すると認められる職員を再雇用する制度の推進 	

	<p>(5) 危機管理事案等発生時における情報共有体制の確立 危機管理事案等発生時における情報共有体制を構築するとともに、関係機関へ迅速かつ適切な情報提供ができる体制を確立する。</p>
4－1－2 診療体制及び人員配置の弹力的運用	<p>医療需要の変化に迅速に対応するため、診療科の変更や医師、看護師等の配置の弹力的運用を行うこと。 常勤以外の雇用形態も含めた多様な専門職の活用による、効果的な医療の提供に努めること。</p>
4－1－3 人事評価システムの構築	<p>職員のモチベーション向上のため、知識、能力、経験、勤務実績等を反映させた新たな公平で客観的な人事評価制度の構築を図ること。</p>
4－1－4 事務部門の専門性の向上	<p>事務部門において、病院特有の事務に精通した法人の職員を計画的に確保し、及び育成することにより、事務部門の専門性を向上すること。</p>
4－1－5 コンプライアンス（法令や倫理の遵守）の徹底	<p>職員一人ひとりが誠実かつ公正に職務を遂行するため、業務執行におけるコンプライアンスを徹底し、適正な病院運営を行うこと。</p>
2－1－2 診療体制及び人員配置の弹力的運用	<p>(1) 弹力的運用の実施 医療需要の変化や患者動向に迅速に対応した診療科の変更、医師・看護師等の配置の弹力的運用を行う。</p> <p>(2) 効果的な体制による医療の提供 常勤以外の雇用形態を含む多様な専門職の活用など、効果的な体制による医療の提供に努める。 特に、医師事務作業補助者（医療クラーク）、病棟・外来看護事務補助者（病棟看護クラーク）、看護補助者の強化、充実を図る。</p> <p>(3) 3法人間の人事交流による適正な職員配置 地方独立行政法人岐阜県総合医療センター及び地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院との人事交流・情報交換等によって、適正な人員配置を実現する。</p>
2－1－3 人事評価システムの構築	<p>(1) 人事評価システムの構築 職員の業績や能力を職員の給与に反映し、職員の人材育成、人事管理に活用するための公正で客観的な人事評価制度を構築する。 また、中期目標期間内に当該制度の円滑な運用の構築をする。</p>
2－1－4 事務部門の専門性の向上	<p>病院特有の事務に精通し、法人の事務及び経営の中心となるプロパー職員の計画的な確保と体系的な研修体制の整備により育成する。 また、診療報酬事務、病院経営等の専門研修を実施し事務部門の総合的な専門性の向上を図る。</p>
2－1－5 コンプライアンス（法令や倫理の遵守）の徹底	<p>(1) 業務執行におけるコンプライアンスの徹底 職員一人ひとりが誠実かつ公正に職務を遂行するため、次の業務執行におけるコンプライアンスを徹底し、適正な病院運営を行う。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・医療法をはじめとする国の法令や関係規程、法人が定める倫理方針や各種規程の遵守 ・職員に対する定期的な意識啓発の実施 ・監事監査、内部監査等の実施によるチェック体制の確立 ・岐阜県情報公開条例及び岐阜県個人情報保護条例に基づきカルテ等医療情報の開示
4－1－6 適切な情報管理	2－1－6 適切な情報管理
業務の情報化に対応して、情報セキュリティ対策に努めること。	<p>(1) 情報セキュリティ対策の推進</p> <p>職員等に対する十分な教育・啓発、不正プログラム・不正アクセス対策、外部委託を行う際のセキュリティ確保など情報セキュリティ基本方針に基づく情報セキュリティ対策の推進及びチェック体制の確立を図る。</p>
4－2 業務運営の見直しや効率化による収支の改善	2－2 業務運営の見直しや効率化による収支の改善
地方独立行政法人制度の特徴を生かした業務内容の見直しや効率化を通じて、収支の改善を図ることを求める。	地方独立行政法人制度の特徴を生かした業務内容の見直しや効率化を通じて、収支の改善を図る。
4－2－1 多様な契約手法の導入	2－2－1 多様な契約手法の導入
透明性・公平性の確保に十分留意しつつ、複数年契約や複合契約など多様な契約手法を導入し、契約事務の合理化を図ること。	<p>他の病院の情報を積極的に収集し、複数年契約や複合契約などの多様な契約手法の導入により、契約事務の集約化・簡素化・迅速化を図る。</p> <p>また、高度医療機器については、購入後のメンテナンス費用も含めた契約方法の導入を図る。</p>
4－2－2 収入の確保	2－2－2 収入の確保
地域社会のニーズに即した病院経営を行うことにより、病床利用率や医療機器の稼働率を高め、収入の確保に努めること。 さらに、安定した経営を維持するため、国の医療制度改革や診療報酬改定等に速やかに対応すること。	<p>(1) 効果的な病床管理、医療機器の効率的な活用、DPCの推進</p> <p>地域社会のニーズに即した病院経営を行う収入を確保するため、次の取り組みを推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病診連携などにより退院調整を促進し、適切な在院日数の推進 ・DPC係数分析とあわせ、新規評価項目等について早期に情報を把握し、係数の確保と向上 ・高度医療機器の利用促進 <p>(2) 未収金の発生防止対策等</p> <p>診療報酬の請求漏れ防止を徹底するために内査の強化を図るとともに、未収金発生時の防止を徹底するために相談窓口の拡充を図る。</p>

	<p>回収困難が見込まれる未収金に対しては、弁護士法人への債権回収業務の委託を継続実施する。</p> <p>(3) 国の医療制度改革や診療報酬改定等の迅速な対応</p> <p>安定した経営を維持するため、次の取り組みを推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国¹の医療制度改革に柔軟に対応 ・診療報酬改定情報を早期に収集・分析し、診療収入の確保につながる施設基準に係る体制の整備及び迅速な届出
4－2－3 費用の削減	2－2－3 費用の削減
薬剤・診療材料の購入方法の見直し、在庫管理の徹底、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の採用などにより費用の節減に努めること。	<p>(1) 在庫管理の徹底などによる費用の節減 物流管理システムにより薬品・診療材料の適正な在庫管理を徹底するとともに、他病院の契約単価の調査などにより効率的・経済的な購入による費用の削減を図る。</p> <p>(2) 有効性・安全性に考慮した後発医薬品の採用 有効性・安全性に考慮した後発医薬品（ジェネリック医薬品）の積極的な採用により、薬品費・診療材料費用の節減を図る。</p>
5 財務内容の改善に関する事項	3 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
5－1 経常収支比率	「2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための取組」で定めた計画を確実に実施することにより、業務運営の改善及び効率化を効果的に進めるなどして、経常収支比率100%以上及び職員給与費対医業収益比率を50%以下とすることを目指す。
5－2 職員給与費対医業収益比率	3－1 予算（平成27年度～平成31年度）
職員給与費対医業収益比率については、同規模の全国自治体病院のうち黒字病院であるものの当該比率の平均値を参考に、中期計画にその目標を定め、中期目標期間の最終年度までに達成すること。	3－2 収支計画（平成27年度～平成31年度）
	3－3 資金計画（平成27年度～平成31年度）

4 短期借入金の限度額
4－1 限度額
10億円
4－2 想定される短期借入金の発生理由
賞与の支給等、資金繰り資金への対応
4の2 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画
なし
5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
なし
6 剰余金の使途
決算において、剰余金が発生した場合は、病院の施設整備、医療機器の購入等に充てる。
7 料金に関する事項
岐阜県立多治見病院の使用料及び手数料は次に定めるところにより徴収する。
7－1 使用料の額
(1) 使用料の額は、健康保険法(大正11年法律第70号)第76条第2項、第85条第2項及び第85条の2第2項（これらの規定を同法第149条において準用する場合を含む。）又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第71条第1項、第74条第2項及び第75条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める算定方法により算定した額（以下「算定額」という。）とする。ただし、自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)の規定による損害賠償の対象となる療養又は医療の提供（健康保険法その他の社会保険に関する法令の規定により行われる療養又は医療の提供を除く。）に係る使用料の額は、算定額に100分の150を乗じて得た額とする。
(2) 労働災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の規定による保険給付の対象となる療養又は医療の提供に係る使用料の額は、地方独立行政法人岐阜県立多治見病院理事長（以下「理事長」という。）が岐阜労働局長と協定した療養に要する費用の額の算定方法により算定した額とする。
(3) 療養又は医療の提供が消費税及び地方消費税の課税の対象となる場合の使用料の額は、前2項の規定にかかわらず、算定額に100分の108を乗じ

て得た額とする。この場合において、使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、10円未満を四捨五入する。

(4) 使用料の額の算定が前3項の規定により難い場合の使用料の額は、前3項の規定にかかわらず、理事長が定める額とする。

7-2 手数料の名称、額等

(1) 手数料の名称、額等は、次の表のとおりとする。

事務の内容	手数料の名称	単位	額(円)
1 生命保険診断書、自動車損害賠償保険診断書、恩給診断書、年金診断書若しくは訴訟関係診断書又はこれらに関する診療費明細書の交付	岐阜県立多治見病院生命保険診断書等交付手数料	1通につき	生命保険診断書、自動車損害賠償保険診断書又はこれらに関する診療費明細書に係るものにあっては3,860円、恩給診断書、年金診断書、訴訟関係診断書又はこれらに関する診療費明細書に係るものにあっては3,500円
2 死亡診断書(死体検案書)、死産証書(死胎検案書)又は普通診療費明細書の交付	岐阜県立多治見病院死亡診断書等交付手数料	1通につき	2,380円
3 普通診断書又は証明書の交付	岐阜県立多治見病院普通診断書等交付手数料	1通につき	1,620円
4 再発行診察券の交付	岐阜県立多治見病院再発行診察券交付手数料	1通につき	260円

(2) 前項の規定により難い場合の手数料の額等は、理事長が別に定める額等とする。

7-3 保証金

理事長は、特に必要があると認めるときは、病院に入院しようとする者から、保証金を納入させることができる。

7-4 使用料及び手数料の徴収方法等

	<p>(1) 使用料は、診療の都度支払わなければならぬ。ただし、入院患者にあっては、毎月1日から月末までの使用料を請求書に定める期限まで(退院する入院患者にあっては、退院の日までの使用料を同日まで)に支払わなければならない。</p> <p>(2) 前項の規定にかかわらず、理事長は同項の規定による支払期限までに使用料を支払うことが困難であると認めるときは、支払期限を別に定めることができる。</p> <p>(3) 手数料は、申請の際に支払わなければならぬ。ただし、事務の性質上申請の際に支払うことができないものとして理事長が別に定めるものについては、この限りでない。</p> <p>(4) 支払われた使用料及び手数料は、返還しない。ただし、算定額を変更するとき又は理事長が特別の理由があると認めるときは、その全額又は一部を返還することができる。</p>
	<p>7-5 使用料及び手数料の減免等</p> <p>理事長は、公益その他特別の理由があると認めるときは、使用料及び手数料を減免し、又は使用料及び手数料の支払を猶予することができる。</p>
	<p>7-6 その他</p> <p>ここに定めるもののほか、使用料及び手数料徴収に関し必要な事項は、理事長が別に定める。</p>
6 その他業務運営に関する重要な事項	8 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項
6-1 職員の就労環境の向上	<p>8-1 職員の就労環境の向上</p> <p>(1) 職員の就労環境の整備</p> <p>医療従事者の業務負担を軽減するため、次の取り組みを推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・柔軟な職員採用、再雇用制度の充実 ・柔軟な勤務時間体制、適切な労働時間、必要な人数の確保 ・医師事務作業補助者(医療クラーク)、病棟・外来看護事務補助者(病棟看護クラーク)、看護補助者の増員、及びコメディカルの病棟配置の拡充 <p>(2) 職員の健康管理対策の充実</p> <p>職員の身体面だけでなくメンタル面も含めた、心身の健康管理対策を充実を図る。</p>

	(3) 院内保育施設の充実 育児中の職員のための病児保育や夜間保育などの更なる活用を推進する。												
6－2 岐阜県及び他の地方独立行政法人との連携 人事交流など、岐阜県及び岐阜県の設立した他の地方独立行政法人との連携を推進すること。	8－2 岐阜県及び他の地方独立行政法人との連携に関する事項 医師、看護師やコメディカルなどの医療従事者の人事交流など、岐阜県及び岐阜県が設立した他の地方独立行政法人との連携を推進する。												
6－3 施設・医療機器の整備 病棟などの施設整備や医療機器整備については、県民の医療需要、費用対効果、医療技術の進展などを総合的に勘案して計画的に実施すること。	8－3 施設・医療機器の整備に関する事項 (1) 医療機器の計画的な更新・整備 県民の医療需要、費用対効果、医療技術の進展などを総合的に判断し、計画的な更新・整備を実施する。 (2) 質の高い医療をするための新中央診療棟の整備 東濃地域の基幹病院として、住民に対し高度で先進的な医療及び急性期医療が提供できるよう新中央診療棟の建設に向けての取り組みを進める。												
6－4 法人が負担する債務の償還に関する事項 法人は、岐阜県に対して負担する地方独立行政法人法第86条第1項に規定する債務の処理を確実に行うこと。	8－4 法人が負担する債務の償還に関する事項 法人が岐阜県に対し負担する債務の償還を確実に行っていく。 (単位：百万円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>中期目標期間償還額</th><th>次期以降償還額</th><th>総債務償還額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>移行前地方債償還債務</td><td>1, 486</td><td>1, 830</td><td>3, 315</td></tr> <tr> <td>長期借入金償還額</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	区分	中期目標期間償還額	次期以降償還額	総債務償還額	移行前地方債償還債務	1, 486	1, 830	3, 315	長期借入金償還額			
区分	中期目標期間償還額	次期以降償還額	総債務償還額										
移行前地方債償還債務	1, 486	1, 830	3, 315										
長期借入金償還額													
	8－5 中期目標の期間を超える債務負担 (単位：百万円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>契約期間</th><th>中期目標期間 事業費</th><th>次期以降 事業費</th><th>総事業費</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研修医宿舎 整備事業</td><td>平成25年度 ～ 平成44年度</td><td>101</td><td>186</td><td>328</td></tr> </tbody> </table>	項目	契約期間	中期目標期間 事業費	次期以降 事業費	総事業費	研修医宿舎 整備事業	平成25年度 ～ 平成44年度	101	186	328		
項目	契約期間	中期目標期間 事業費	次期以降 事業費	総事業費									
研修医宿舎 整備事業	平成25年度 ～ 平成44年度	101	186	328									

(備考)

- ・第2期中期目標（案）の下線部は、新たに追記された事項
- ・第2期中期計画（素案）の太字ゴシック下線部箇所は、新たに追記する事項